

## 特定農業用ため池の指定等

(第7条、第8条及び第12条関係)

### (1) 特定農業用ため池の指定

- ◆ 都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。

#### 🔍 チェック 防災重点ため池との関係

防災重点ため池の基準と同一ですが、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定が必要な施設に該当しません。

< 指定基準 > ※防災重点ため池の基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



- ◆ 市町村、農業用ため池の所有者、管理者、利水者又はその他の利害関係人は、特定農業用ため池に指定する必要があると思料する場合は、都道府県に申し出ることができる。
- ◆ 都道府県は、特定農業用ため池に指定した旨を公示。

### (2) 行為制限

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。

→ 国や地方公共団体が行う場合は協議

#### 🔍 チェック 許可が必要な行為

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分に行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- 2) 水底の掘削
- 3) 岸の形状の変更
- 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

#### 🔍 チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

次の場合には許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為(ボーリング等)
- 6) 河川法に基づく河川工事等(施行規則に定めのあるもの)

